

自治条例制定研究懇話会

2007.3.24 13:30～

文化センター第2研修室

【議会・行政の責務等研究グループ】

- . グループ役員を次のとおり選出した
- グループリーダー …… 勝 豊
- サブリーダー …… 竹村 元宏
- 書記 …… 山本 浩之

. 今回の討議内容

目的: 本条例の策定作業に先立ち、各委員から本条例制定の必要性、あるいは、期待できる効果等について、その見解・思いなどを発表していただき、共通認識を醸成させる中で今後の作業に役立てていくものとする。

討議の進め方: 過日のワークショップにおいて、北本市で誇れるもので代表的なものは「緑」であった。このことから、まずは、「北本の緑」を主テーマに討議を始め、この議論を発展させていくなかで自治条例の必要性を併せて探ってみることにした。

(以下、各委員からの意見・要旨)

- 1 - M1・雑木林が年々減少の一途をたどっている。このことの情報が市民に伝わっていない。
 - 1 - M2・緑を守ることについて、民意を吸い上げる工夫を行政は行うべきである。また、このことにより、市民の自立性を引き出し、行政と市民とが協働して本課題に取り組むことが重要である。
 - 1 - M3・北本の緑の実態が分からない。行政からの情報提供・アピールの不足を感じる。例えば、生垣設置補助の制度(個人住宅等のブロック塀を生垣に造り替える際の補助制度)を知らないなど。
 - 1 - M4・緑は、「すべて残そう」という発想でなく、市内でも「ここは」というところを重点に残すようにするべきだ。
 - 1 - M5・緑・環境は北本の財産である。特に埼玉県緑のトラスト保全地に指定された高尾宮岡景観地は本市の財産としての用地確保はもちろんのこと、将来にわたって適切な管理をする必要がある。
 - 1 - M6・緑の保存・管理には当然財源が必要である。財政的に厳しい中、この財源をどこから捻出するのか、どこに配分するのかの選択を迫られる。例えば、「福祉」と「緑」どちらに予算配分をするのかとなれば、当然にすぐ必要な「福祉」に予算は行ってしまふ。それでは、「緑」の保全ために増税してはどうか、といえは、恐らく答えはNOとなってしまう。
 - 1 - M7・緑について、今回の自治条例にどのように盛り込んでいくのかが、今後の課題となる。
-
- 1 - 1・市民と行政とが協働で政策をつくる、あるいは、事業を行っていく、このことが実感できる市政運営が望ましい姿である。
 - 1 - 2・本研究懇話会に参加することにより、今まで関わってきたことについてグレードアップを図ることにつなげていきたい。

- 1 - 3・本条例の制定にあたっては、行政側から一方的に与えられるのではなく、市民と行政とが協働して作り上げていくことが大切である。このことが、本条例を実際に生かすことにつながっていくとの認識を持っている。
- 1 - 4・行政から与えられてつくるのではなく、みんなの議論の上につくられる条例であるからこそ納得もできる。今後、政策の過程・決定に市民が参加する手段としても、自治条例が必要になると思う。
- 1 - 5・これから条例をつくっていくが、あまり法令に縛られない方が良い。法律違反だからと、初めから議論の目を摘まないで、自由に意見を出したほうが良い。
- 1 - 6・行政の各部署での連携が不十分である。
- 1 - 7・ワークショップでは、市民からの行政側への要望、あるいは不満等について、行政側からの意見（反論）がなかった。しかし、こうした議論を深めることにより市民参画の必要性を浮き彫りにしていくことも大切である。
- 1 - 8・市民が抱く行政不信の一つとして、行政が行っている各施策の背景等が正確に伝わってこないことも原因である。
- 1 - 9・行政の情報の出し方も工夫が必要。インターネットだけでは見ない人も多く、対象が限られてしまう。情報の公開、説明の仕方も考えていく必要がある。

次回・・・引き続き「自治条例の必要性」について検討する。

また、行政側にどうしてほしいのか(行政に望むこと)も話したい